

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 基本的な考え方

岐阜県文化財保護条例や美濃市文化財保護条例などにに基づき指定されている建造物については、その文化財的な価値に基づき適正に維持及び管理を行う。そして、歴史的風致維持向上のために、歴史的風致形成建造物の所有者や管理者と十分な合意形成を行ったうえで積極的な公開や活用を図るものとし、可能な範囲で内部公開も行う。

また、保存のための修理や修景、防災上の措置等を行う場合には、専門家や学識経験者等による必要な技術的指導等を踏まえて実施するものとし、歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存又は復原に努める。

なお、歴史的風致形成建造物の維持管理にあたってNPO法人等のまちづくり関連の各種団体が主体的にかかわっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

①登録有形文化財、県指定文化財、市指定文化財

登録有形文化財及び岐阜県文化財保護条例や美濃市文化財保護条例に基づき指定されている建造物は、建造物の外観及び内観の現状維持又は学術調査等に基づく修理を基本とし、公開及び活用について必要な措置を講じることとする。

②景観重要建造物

景観重要建造物は、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、部分的な改修や復原を行う場合は十分な検討が必要であり、特にその外部景観を損なうことがないように注意する。

③その他保全の措置が必要な建造物

その他、歴史的風致形成建造物として指定される建造物は、文化財に係る関係法規などによる保存や景観法に基づく景観重要建造物として指定を受けることができるように努める。

3. 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

①所有者の管理義務

所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。

②増築等の維持、保全又は継承に伴う制約

増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに市長に届出が必要となる。市長は、歴史的風致形成建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずるべきことを勧告することができる。

③届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為は、次の行為である。

- ア. 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- イ. 岐阜県文化財保護条例第3条第1項に基づく県重要文化財（建造物）について、同条例第5条の3第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第6条第6項に基づく修理の届出を行った場合
- ウ. 美濃市文化財保護条例第4条第1項に基づく市指定文化財（建造物）について、同条例第11条第5号に基づく現状変更等の届出を行った場合